

# 令和8年度 市民税・県民税申告の手引き 新潟市

(令和7年分所得)

申告相談期間中(2/16～3/16)は、申告相談会場が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、郵送による提出や電子申告(eLTAX)が便利です。

☆は主な税制改正項目です

◎ **市民税・県民税を減額するためには、追加する控除を申告する必要があります。** ※所得金額が均等割課税及び所得割課税の基準金額(税法上の扶養親族の数等により基準金額は変わります)に満たない人は控除を追加しても減額にならない場合があります。

## 1 市民税・県民税の申告が不要な人

① **所得税の確定申告書を提出する人**(所得税の申告義務がある人、所得税の還付申告をする人など)

例) 給与所得者で年末調整をしていない人(年の途中で退職し年末調整していない人)

例) 公的年金等の収入が400万円以下の人又は給与所得者(年末調整済)で、その他の所得が20万円を超える人

※確定申告の提出が必要な要件について、詳しくは税務署の確定申告の手引きをご参照ください。

- ② 給与所得のみで勤務先から新潟市へ給与支払報告書が提出されている人
- ③ 公的年金等のみの人(遺族年金・障害年金を除く)で支払先から新潟市へ年金支払報告書が提出されている人
- ④ 上記①、②、③の扶養親族となっている人(新潟市以外で課税されている人の扶養親族の場合は申告が必要です)

## 2 市民税・県民税の申告が必要な人 (上記1の人は除く) ※原則、令和8年1月1日現在の住所地で申告をすることになります。

- ① 事業・農業を営んでいた人
- ② 地代・家賃収入があった人
- ③ 配当収入(住民税が源泉徴収されていないもの)があった人
- ④ 公的年金以外の雑所得(個人年金など)があった人
- ⑤ 遺族年金や障害年金のみの受給者
- ⑥ 雇用保険(失業給付)のみの受給者
- ⑦ 育児休業中の人
- ⑧ 休職・求職中の人
- ⑨ 扶養や仕送りを受けていた人
- ⑩ 預貯金で生活していた人など

※申告がないと不都合が生じることがあります。  
国民健康保険などの各種保険料や保育料・医療費の自己負担割合・児童手当や教育関係支援金など、市の各種制度の算定や判定に所得金額や税額が使用されています。

## 3 市民税・県民税の申告をした方がいい人 ※所得税の精算(=確定申告)は不要だが、追加する控除がある人など。

① 年末調整済の給与所得者や公的年金等受給者で、**所得税の精算は必要ないが追加する控除がある人**

例) 年末調整済の給与所得者で、源泉徴収税額が「0円」の人で、医療費控除を追加で申告する。

例) 公的年金等のみ(収入金額の合計が400万円以下)の人(所得税の還付なし)で、配偶者控除や障害者控除を追加で申告する。

② (所得税の確定申告の義務がない場合) 年末調整をしていない給与所得者で所得控除を申告する人

## 4 市民税・県民税の申告書について

● **令和8年度から個人住民税の電子申告ができるようになりました。**eLTAXからマイナンバーカードを利用して申告します。以下のものをご準備ください。

- ・電子証明書付のマイナンバーカード…パスワードの入力が必要です
- ・所得や控除の内容がわかる証明書
- ・申告受付完了等の連絡を受信するメールアドレス

eLTAXについては、**地方税共同機構の「eLTAX個人住民税申告の電子化にかかる特設ページ」**へ

● **新潟市ホームページで申告書の作成・印刷ができます。**「個人住民税額の試算と申告書の作成」ページをご覧ください。税額試算・申告書作成コーナーから作成し、印刷してください。

▶ <http://www.city.niigata.lg.jp/>

● **申告に必要なものは、申告書<提出用>の右ページ(添付書類チェック表)をご覧ください。**

- ・申告書には、本人・配偶者・扶養親族の個人番号の記入が必要です。
- ・代理人による申告の場合は、本人と代理人の身元確認書類写しの提出が必要です。

・添付資料の返却や申告書の写しをご希望の場合は、返信用封筒(切手を貼ったもの)とその旨のメモ等を同封してください。

## 5 申告のお問い合わせ先 ※お住まいの区の担当係又は税務署にお問い合わせください。

- **市民税・県民税の申告について**  
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階 新潟市市民税課  
<中央区・南区>市民税第1係 025-226-2245  
<東区・江南区>市民税第2係 025-226-2365  
<西区・西蒲区>市民税第3係 025-226-2370  
<北区・秋葉区>市民税第4係 025-226-2375
- **確定申告(所得税)について**  
<対象区: 北区・東区・中央区・江南区・南区・西区> 新潟税務署 025-229-2151  
<対象区: 秋葉区> 新津税務署 0250-22-2151  
<対象区: 西蒲区> 巻税務署 0256-72-2355

## ● 収入及び所得について

所得の種類	令和7年分の所得で該当するものを申告書に記入してください。
① 事業等	販売業、製造業、飲食店業、建設業、サービス業などの営業及び医師、弁護士、外交員、集金人などの事業から生じる所得
② 農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生じる所得
③ 不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる所得
④ 利子	公社債や預貯金の利子及び公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得 昭和63年4月1日以降の期間に対応の利子等は原則として5%の特別徴収(利子から天引き)による分離課税のため、申告の必要はありません。
⑤ 配当	株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配などによる所得 上場株式分は原則、申告不要です。(※所得税15.315%、住民税5%が源泉徴収されています。)
⑥ 給与	給与(パート、アルバイトを含む)賃金、賞与による所得 (右上の「給与所得の計算表」から計算します。)
⑦ 公的年金等	公的年金等(厚生年金、国民年金、共済年金、恩給など)による所得 (右上の「公的年金等に係る雑所得の計算表」から計算します。)
⑧ 雑業務	シルバー人材センターの配分金・原稿料・講演料又はネットオークションを利用した個人取引などの副収入による所得 (収入金額-必要経費=所得金額となります。)
⑨ その他	個人年金など上記①～⑧及び⑩のいずれにも該当しない所得 (収入金額-必要経費=所得金額となります。)
⑩ 総合譲渡	土地、建物、有価証券以外の資産(営業権、車両、機械器具など)の譲渡による所得で、所有期間によって長期(5年超)と短期(5年以内)に区分されます。
⑪ 一時所得	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期返戻金などのような一時的な所得 ※ 総合長期、一時は「収入金額-必要経費-特別控除(最高50万円)」の1/2が課税対象です。

## ☆ ～計算方法の見直し～

給与所得の計算表	
(A) 給与等の収入金額の合計	円

申告書「1 収入金額等」の「カ」に(A)の金額を転記してください。

(A) 給与等の収入金額の合計	給与所得の金額 (1円未満切捨)
～ 650,999 円	0 円
651,000 ～ 1,899,999 円	(A) - 650,000 円
1,900,000 ～ 3,599,999 円	(A) ÷ 4 = (B) (B) × 2.8 - 80,000 円 ※(B)は千円未満切捨
3,600,000 ～ 6,599,999 円	(B) × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 ～ 8,499,999 円	(A) × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 ～ 円	(A) - 1,950,000 円

(A) 給与等の収入金額を上記の表にあてはめて計算し、申告書「2 所得金額」の⑥に転記してください。

申告書「1 収入金額等」の「キ」に(C)の金額を転記してください。

生年月日	公的年金等の収入金額の合計	雑所得の金額(1円未満切捨)
昭和36年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)	～ 1,100,000 円 1,100,001 ～ 3,299,999 円 3,300,000 ～ 4,099,999 円 4,100,000 ～ 7,699,999 円 7,700,000 ～ 9,999,999 円 10,000,000 ～ 円	0 円 (C) (C) × 0.75 (C) × 0.85 (C) × 0.95 (C)
昭和36年1月2日以後に生まれた人(65歳未満)	～ 600,000 円 600,001 ～ 1,299,999 円 1,300,000 ～ 4,099,999 円 4,100,000 ～ 7,699,999 円 7,700,000 ～ 9,999,999 円 10,000,000 ～ 円	0 円 (C) (C) × 0.75 (C) × 0.85 (C) × 0.95 (C)

(C) 公的年金等の収入金額を上記の表にあてはめて計算し、申告書「2 所得金額」の⑦に転記してください。  
※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合はお問い合わせください。

## 前年収入があった人 ⇒ 申告書の裏面に内訳を記入します。

### 給与、公的年金等

#### 記入例

7-1 収入の内訳

所得の種類	支払者名・法人番号又は所在地等	収入金額
給与	㈱〇〇商事	200,000 円
雑(年金)	厚生労働省	600,000
雑(年金)	〇〇共済組合	2,045,836

「7-1 収入の内訳」に源泉徴収票より支払者として収入金額等を転記します。

### 事業、不動産

帳簿や領収書等より、収入(売上)金額と必要経費の金額を「7-2 事業(営業等・農業)所得に関する事項」や「7-3 不動産所得に関する事項」に記入します。10万円以上の償却資産(備品等)を購入した場合は、「7-4 減価償却費の計算」を記入します。

## 収入なし、非課税所得のみなどの人 ⇒ 申告書の裏面の「参考」に記入します。

### 「参考 前年中所得のなかった人などの記入欄」

の該当するところを記入します。

記入例は育児休業中で前年収入がなかったため夫の扶養となっていた場合

## ● 所得から差し引かれる金額(所得控除)について

### ⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする親族のためにあなたが支払った社会保険料 ※給与や年金から天引きされている保険料は、親族の申告には使えません(本人のみ使用可)。

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金・社会保険・厚生年金・雇用保険などの保険料

### ⑭ 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済法に基づく共済掛金(旧第二種共済掛金は除く)・心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金加入者掛金 ※本人分の掛金のみ使用可

### ⑮ 生命保険料控除

あなたや配偶者、その他の親族を受取人とするあなたが支払った生命保険料等 ※平成24年1月1日の前(旧契約)と以後(新契約)で、計算式及び控除限度額が異なります。

⑮ 生命保険料控除額の計算					
一般生命保険料		個人年金保険料		介護医療保険料	
A 新保険料 15A	円	C 新保険料 15C	円	E 保険料 15E	円
B 旧保険料 15B	円	D 旧保険料 15D	円		
Aの金額を右記の表(新契約)から計算した金額	(最高28,000円)	Cの金額を右記の表(新契約)から計算した金額	(最高28,000円)	Eの金額を右記の表(新契約)から計算した金額	円
Bの金額を右記の表(旧契約)から計算した金額	(最高35,000円)	Dの金額を右記の表(旧契約)から計算した金額	(最高35,000円)		
ア + イ	(最高28,000円)	オ + カ	(最高28,000円)		
イとウのいずれか大きい金額	円	カとキのいずれか大きい金額	円		

申告書「4 所得から差し引かれる金額」の「⑮」に「コ」の金額を転記してください。

### 記入例

6 給与所得の内訳

月	日	給 円	勤務日数	月 収 円
1			20	80,000
2			15	60,000
3			22	88,000
イ			イ	イ

源泉徴収票をもらっていない人は、「6 給与所得の内訳」に給与明細書等で金額を確認して記入します。

### 記入例

参考 前年中所得のなかった人などの記入欄

① 非課税所得により生活している	該当のものをご記入ください。 遺族年金・障害年金・雇用保険・その他( )
② 令和8年1月1日現在他市町村に居住していた	令和8年1月1日現在の住所
③ 右記の者から扶養又は仕送りを受けている	住所 〇〇市〇区・〇町 電話 022-000-0000 氏名 新潟 太郎 生年月日 S60・6・6 続柄 夫
④ その他の事情(生活費の状況など)	該当のものをご記入ください。 預貯金・その他( 育児休業中 )

### 支払額が確認できる書類を添付してください

#### 記入例

社会保険料控除	国民健康保険料	介護保険料	国民年金保険料
	160,000 円	69,690 円	
		その他(源泉徴収票より)	合計
		5,000 円	234,690 円

#### 記入例

小規模企業共済等掛金控除	支払った共済等掛金の名称	支払った共済等掛金の合計額
	心身障害者扶養共済掛金	36,000 円

#### 記入例

生命保険料控除	新生命保険料合計額	旧生命保険料合計額	介護医療保険料合計額
15A	66,000 円	15B 60,000 円	15E 20,000 円
15C		15D 120,000 円	

新契約用	
① 12,000円以下	支払額の金額
② 12,001円～32,000円	支払額×0.5+6,000円
③ 32,001円～56,000円	支払額×0.25+14,000円
④ 56,001円以上	28,000円

旧契約用	
⑤ 15,000円以下	支払額の金額
⑥ 15,001円～40,000円	支払額×0.5+7,500円
⑦ 40,001円～70,000円	支払額×0.25+17,500円
⑧ 70,001円以上	35,000円

